学生生活・諸手続等について（法科大学院関係事項）

14 掲示及び連絡方法等について
本学では，学生の皆さんへの伝達・連絡事項は，法科大学院教育研究支援システム（ＴＫＣ）や掲示板，
「学生情報の森 もみじ」の掲示（https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml）により
行いますので，毎日 1 度は必ず見てください。これらを見ていなかったために思いもかけぬ不利益を被る
ことがありますので注意してください。
掲示した事柄は，皆さんには既に周知されているものとして処理しますので，見落としや誤解のないよ
うに注意してください。長期欠席その他の理由により毎日登校できないときは，友人等に依頼しておくな
どの方法により，遺漏のないようにしてください。
また，他研究科・学部等の授業を受講している人は，当該研究科等の掲示板にも十分注意しておいてくだ
さい。
家族等より電話で呼出の依頼があっても対応はできません。必要な用件は適宜，広大メール・電話により
通知する場合がありますので常に注意しておいてください。
なお，学生が掲示板を利用したい場合は，あらかじめ東千田地区支援室に申し出て使用してください。掲
示期限が経過した掲示物は，使用者が責任を持って撤去してください。

15 法科大学院生教育研究賠償責任保険（略称：「法科賠」Ｌコース）について
本研究科に在籍する全ての学生が加入するものです。法科大学院の学生は，この保険に加入しなければ
なりません。
詳しくは，『学生教育研究災害傷害保険のしおり』および『学研災付帯賠償責任保険のしおり』をご覧
ください。

16 東千田地区支援室の応対時間について
東千田キャンパスには複数の部局が共存しており，東千田地区支援室には，各部局の担当者が配置され，
授業期間は 8:30～21:15 の昼夜開室しています。
そのうち，法科大学院窓口の応対時間は，月～金（祝日除く）の 8:30～17:15 ですので，窓口での問合せ
等（プリンター用紙・トナーの支給は除く）については，緊急の場合を除き，法科大学院窓口の応対時間内
に行うようにしてください。
なお，各担当者の応対時間は，以下のとおりです。

【東千田地区支援室の応対時間】
（法科大学院，法学部昼間コース，法学・政治学プログラム）
月～金（祝日除く） 8:30～17:15
（法学部夜間主コース，経済学部夜間主コース）
月～金（祝日除く） 12:30～21:15
（マネジメントプログラム）
火～金（祝日除く） 12:30～21:15

土（祝日除く） 10:00～18:15

17 院生自習室の利用について
法科大学院院生用に院生自習室が３部屋（建物平面図参照）確保されており，院生自習室の利用時間は，
6:00～23:00 です。22:00 以降は校舎の玄関は施錠されます。常に学生証を携帯して利用してください。
 自習室では，他の学生の迷惑になる行為（私語，ゲーム，飲食・飲酒など）は厳に慎み（※水分補給は
可），マナーを守って利用するようにしてください。また，東千田キャンパスには複数の部局が共存してい
るため，廊下等でも大きな声を出す等して他の迷惑にならぬよう心掛けてください。
 なお，自習室の座席は共用するものですので，学籍異動等で席の使用が終了する場合は，他の学生が使
えるように，その都度，机上の本や私物を片付けるようにしてください。放置している場合は，一定期間経
過後に処分します。
また，自習室のプリンター用紙やトナーが切れた場合は，気が付いた者が，その都度，東千田地区支援室
まで取りに来てください。自習室のＰＣやプリンターが故障した際にも，気が付いた者が，すぐに東千田
地区支援室に連絡するようにしてください。

18 法科大学院グループ学習室の利用について
以下の時間帯に，東千田キャンパスＡ棟２階にある「グループ学習室」を利用することができます。勉強
会等の目的で，「グループ学習室」を使用したいときは，東千田地区支援室で使用許可を受けてください。
【利用可能な時間帯】毎日 6:00～21:00

19 図書館の利用について
東千田総合校舎 S 棟 1Ｆの広島大学東千田図書館を利用することができます。開館時間は，（平日）8:30
～22:00※休業期～21:00，（土・日曜日）13:00～19:00 です。（休館日等の詳細は図書館の公式 WEB サイト
で確認してください。）
なお，利用手続き等の詳細については，図書館窓口にお問合せいただくか，別途オリエンテーション動
画を案内する予定ですのでそちらをご覧ください。

20 講義室等の使用について
勉強会等の目的で，講義室・演習室等の施設を使用したいときは，使用する 3 日前（休日は除く）までに
東千田地区支援室へ使用願を提出し，使用許可を受けてください。授業や公務に支障のない場合に限り使
用が許可されます。
また，東千田未来創生センターの講義室等も利用することができます。利用を希望する場合は，事前に
東千田地区支援室に使用願を提出してください。
なお，使用後は火気の点検，整理・清掃・戸締まり及び消灯を，必ず行ってください。

21 講義室等の使用に関する特例措置について
勉強会等の目的による講義室・演習室等の施設使用は，通常は平日についてのみ認められるものですが，
法科大学院の授業形態は学生グループの議論による勉学・研究が常時必要とされるものであることを勘案
し，法科大学院生については，以下のとおり，休日において施設の一部を使用することが認められていま
す。
【使用講義室等】第 1～4 演習室
【使用時間】9:00～22:00
なお，使用する場合は，使用日の３日前の 17:15 までに使用願を東千田地区支援室に提出し，許可を受
けてください。早期に申請があったものから優先して許可されます。

22 体育館の使用について
運動等の目的で，体育館を使用したいときは，東千田地区支援室で使用許可を受けてください。授業や
公務に支障のない場合に限り使用が許可されます。
なお，使用後は火気の点検，整理・清掃・戸締まり及び消灯は，必ず行ってください。
23 通学方法について
交通事故で受けた死亡・負傷等により，大学生活に支障を来しているケースは少なくありません。
このような状況から，自動車・バイクではなく，公共交通機関を利用して通学するようにしてください。
東千田キャンパスでは，駐車スペースに限りがあり，原則として自動車での通学は認められておりませ
ん。ただし，身体的な理由等特別な事情により自動車による通学が必要な場合は，東千田地区支援室に相
談してください。
なお，駐車･駐輪する際は，指定の場所に置き，他の迷惑にならないように心掛けてください。身障者用
スペースには，特別な使用許可なき場合，絶対に駐車しないでください。